

湯沢町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

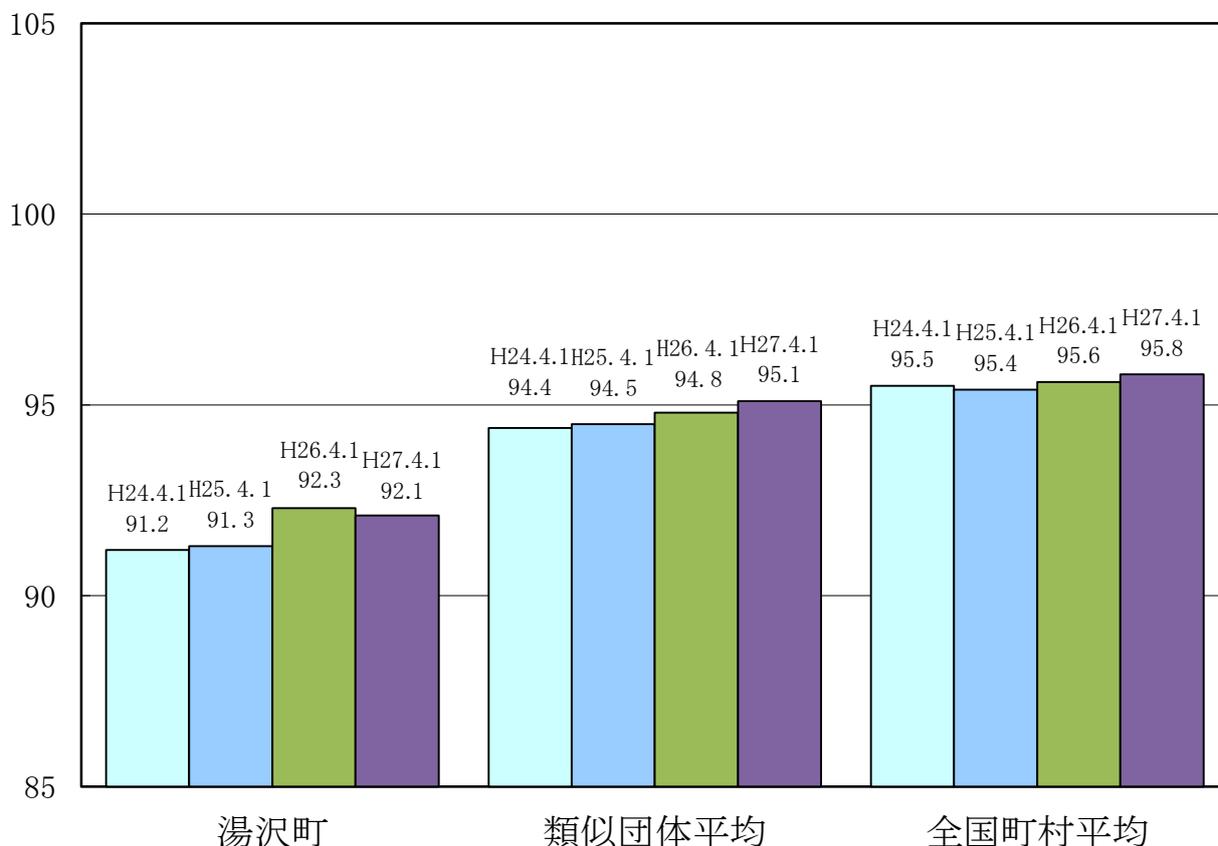
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 8,272	千円 7,190,935	千円 321,539	千円 1,019,177	% 14.1	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人 124	千円 445,666	千円 56,801	千円 157,261	千円 659,728	千円 5,320	千円 5,562

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げを行いました。

若年層は引下げなし、高齢層については引下げを行い、また激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)経過措置(現給保障)を実施しています。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

② その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
湯沢町	42.1 歳	305,900 円	387,234 円	333,355 円
新潟県	43.2 歳	333,646 円	408,312 円	363,277 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
湯沢町	52.8歳	8人	308,000 円	337,163 円	317,338 円	—	—	—
うち用務員	53.3歳	2人	311,300 円	326,200 円	318,650 円	用務員	54.6歳	200,300 円
新潟県	51.8歳	482人	355,575 円	397,021 円	379,280 円	—	—	—
国	50.2歳	2994人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—
類似団体	49.8歳	6人	273,169 円	297,250 円	283,748 円	—	—	—

区 分	参 考			
	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
湯沢町	—	—	—	—
うち用務員	1.63	5,256,000 円	2,774,400 円	1.89

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24～26年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		湯 沢 町	新 潟 県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	144,200 円	-
	中 学 卒	123,900 円	131,500 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

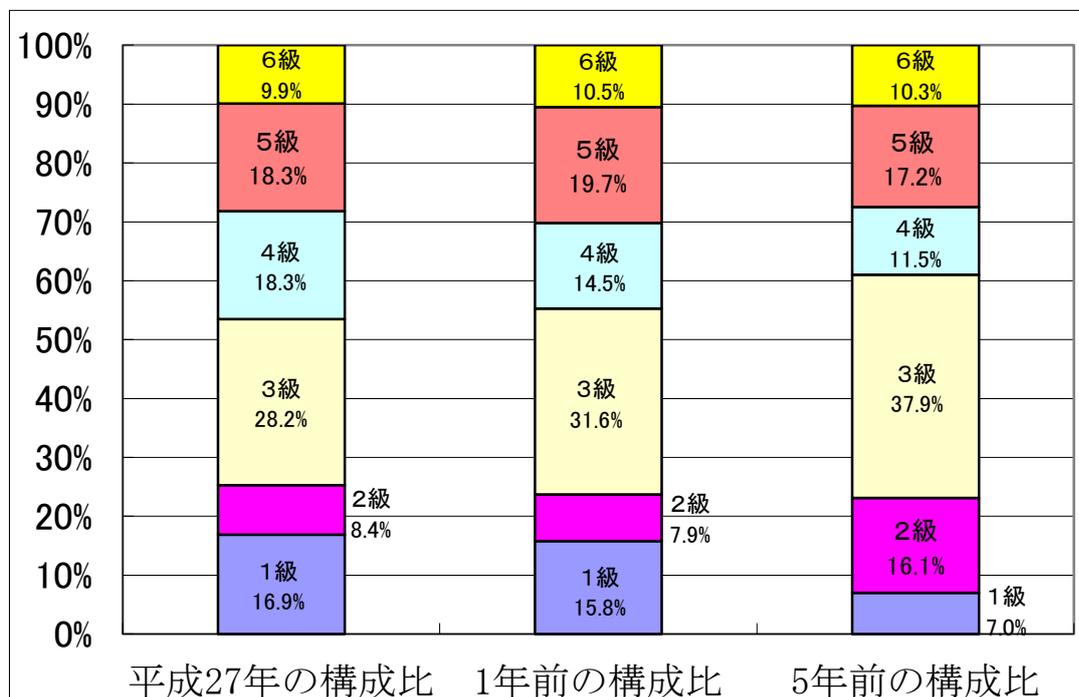
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	239,700 円	320,400 円	364,200 円	383,300 円
	高 校 卒	- 円	- 円	339,500 円	362,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事	12	16.9	137,600	244,900
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	6	8.4	187,700	301,900
3 級	主任、主要な業務を行う主事	20	28.2	223,900	347,700
4 級	係長	13	18.3	258,300	378,700
5 級	課長、参事	13	18.3	285,000	390,700
6 級	部長、次長	7	9.9	315,800	407,900

- (注) 1 湯沢町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、全職員に対して、業績・態度・能力に基づく勤務成績の評定を実施しています。（内容の詳細については、湯沢町ホームページの例規集の「湯沢町職員の人事考課に関する規程」、「勤務成績評価等に関する要領」をご覧ください。）

②昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績・態度・能力の各要素の5段階評価（S・A・B・C・D）を実施し、その評価結果に基づき、4号給（一定年齢を超える場合は2号給）を標準として昇給区分（0号給～8号給）を決定することにより反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

湯 沢 町	新 潟 県	国
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,292 千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,560 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

①勤務実績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、全職員に対して、業績・態度・能力に基づく勤務実績の評定を実施しています。(内容の詳細については、湯沢町ホームページの例規集の「湯沢町職員の人事考課に関する規程」、「勤務実績評価等に関する要領」をご覧ください。)

②勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績・態度・能力の各要素を5段階(S・A・B・C・D)の評価を実施し、その評価結果に基づき、成績率の区分を決定することにより反映しています。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

湯 沢 町	国
(支給率) 自己都合 定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
(退職時特別昇給 無)	
1人当たり平均支給額 15,379 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	%		
手当の種類（手当数）	2（18年度までは4）		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅死病人等の救出、搬出手当	福祉、観光関係職員	行旅病人の救出、行旅死亡人の搬出	日額5,000円
伝染病、病害虫の防除、防疫手当	衛生、農林関係職員	伝染病防疫作業、病害虫防除作業	日額800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	18,888 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	182 千円
支給実績（25年度決算）	16,098 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	164 千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・子他1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合そのうち1人については11,000円) ・15歳以上22歳以下加算措置あり 1人5,000円	同		14,448 千円	249,111 円
管理職手当	管理職の地位にある職員のうちその職により50,000円～10,000円まで	異なる	その職により定額で支給	8,760 千円	265,455 円
管理職員特別勤務手当	管理職の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合、1回につき8,000円～5,000円まで	同		304 千円	19,000 円
休日給	休日に勤務を命じられた職員に支給	同		601 千円	16,708 円
住居手当	・借家 月額12,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じ、最高27,000円まで支給	同		5,167 千円	287,030 円
通勤手当	・電車、バス等利用者 負担している運賃額に応じ、1か月当たり最高55,000円まで ・自動車等利用者 使用距離に応じ最高31,600円まで	同		6,095 千円	81,267 円
寒冷地手当	世帯の状況に応じ、11月から3月まで（月額7,360円～17,800円）支給	同		7,866 千円	58,268 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	723,000 円 () 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円/ 350,000 円	
	副 町 長	595,000 円 () 円	710,000 円/ 360,000 円	
報 酬	議 長	288,000 円 () 円	365,000 円/ 205,000 円	
	副 議 長	236,000 円 () 円	320,000 円/ 175,000 円	
	議 員	213,000 円 () 円	300,000 円/ 155,000 円	
期 末 手 当	町 長	(26年度支給割合)		
	副 町 長	2.9 月分	(加算措置の状況)	・役職加算 15%
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.9 月分	(加算措置の状況)	・役職加算 15%
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	723,000円×在職月数×44/100	15,269,760 円	任期毎
	備 考	595,000円×在職月数×26/100	7,425,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

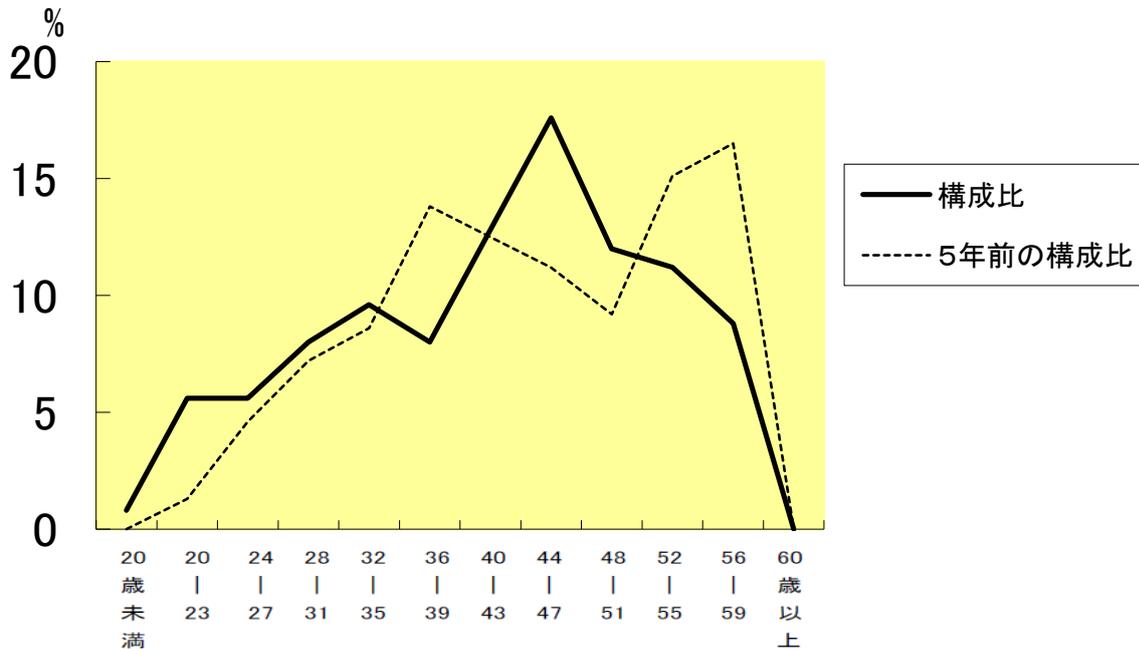
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分	区		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	収納業務縮小 保育所業務縮小 保健業務縮小 農林業務縮小 土木業務縮小 <参考> 人口10,000人当たり職員数 122.10 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 102.43 人)
		総務	28	28	0	
		税務	12	11	-1	
		民生	39	35	-4	
		衛生	12	10	-2	
農林水産		5	4	-1		
商工		4	4	0		
土木	8	7	-1			
計		110	101	-9		
	教育部門	15	11	-4	学校建設業務縮小	
	消防部門					
	小 計	125	112	-13	<参考> 人口10,000人当たり職員数 135.40 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 124.69 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水道	3	4	1	水道業務増 下水道業務縮小	
	下水道	5	3	-2		
	その他	6	6	0		
	小 計	14	13	-1		
合 計		139	125	-14	<参考> 人口10,000人当たり職員数 151.11 人	
		[184]	[130]			

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 その他には、国民健康保険、介護保険、病院が含まれています。
 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	7人	7人	10人	12人	10人	16人	22人	15人	14人	11人	0人	125人

(注) 職員数は、特別職を除く一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	一般行政	117	114	115	110	110	101	▲16 (▲13.7%)
	教育	19	16	15	13	14	11	▲8 (▲42.1%)
	普通会計	136	130	130	123	124	112	▲24 (▲17.6%)
公営企業等会計	16	16	16	16	14	13	▲3 (▲18.8%)	
総合計		152	146	146	139	138	125	▲27 (▲17.8%)

(注) 1 各年度における定員管理調査(教育長除く)において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、特別職を除いた一般職に属する職員数です。